

# 令和4年度 安全マネジメントの取り組み報告書

令和5年3月27日刊行

深川観光バスは安全最優先を基本理念とし、“より安全・安心なバス”を目指して、PDCAサイクルを活用し、輸送の安全性の向上に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
6. 輸送の安全に関する教育の実施状況
7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

深川観光バスは、“より安全と安心なバス”を目指して社員一丸となって輸送の安全の確保に努めております。

令和4年4月1日

### 【安全基本方針】

- ①法令の遵守
- ②輸送の安全、安心を最優先
- ③情報開示

1. 私たちは、「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、社会的使命である」ことを認識し、向上心を持ってPDCAサイクルを活用して、輸送の安全性の向上を図ります。
2. 私たちは、関係法令・規則を遵守します。
3. 私たちは、人命を尊重し、人身事故の絶滅を図るため、輸送の最重点目標と安全のための重点目標に取り組めます。

### 【重点目標】

- ① 重大事故、人身事故「ゼロ」
- ② 物損事故、自損事故「ゼロ」
- ③ 車内事故「ゼロ」
- ④ 安全に係わる投資の実行

## 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全に関する目標

### 輸送の安全に関する目標

1. 重大事故、人身事故「ゼロ」
2. 物損事故、自損事故「ゼロ」
3. 車内事故「ゼロ」
4. 安全に係わる投資の実行

輸送の安全に関する目標の達成状況

目 標	達 成 状 況
1. 人身事故	目標を達成できました。
2. 有責事故	目標を達成できました。

## 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

項目	件数
1. 第2条第1項（転覆・転落・火災・踏切）	0件
2. 第2条第2項（死者・重傷者）	0件
3. 第2条第3項（積載物の飛散・漏洩）	0件
4. 第2条第4項（操縦装置・扉の不適切）	0件
5. 第2条第5項（疾病による運行中止）	0件
6. 第2条第6項（車両故障）	0件
7. 第2条第7項（特別な報告）	0件

## 4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

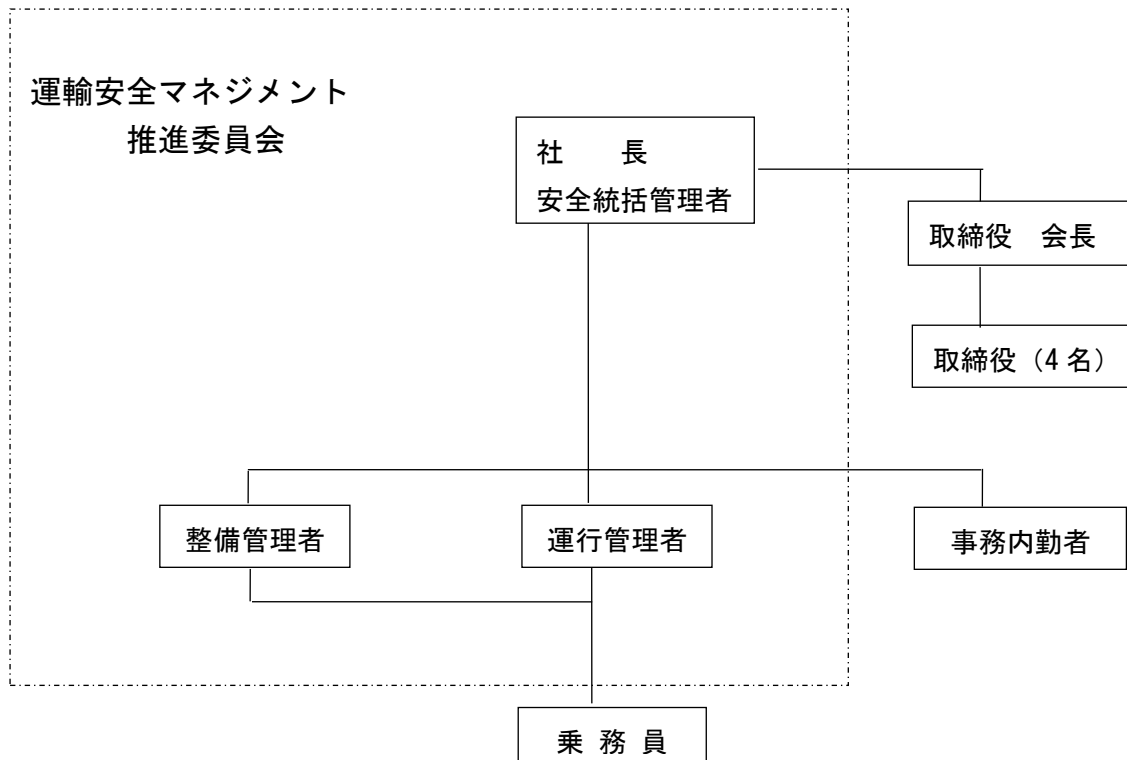
《輸送の安全のために講じた措置》

- ・ 車内事故防止におけるシートベルト着用およびマナー等に関する教育指導の実施
- ・ 事件事例の資料やドラレコ、デジタコ利用した危険予測訓練とヒヤリハットの実態調査
- ・ 車両火災を想定した避難訓練
- ・ 車両の整備点検

《輸送の安全のために講じようとする措置》

- ・ 車内事故防止におけるシートベルト着用およびマナー等に関する教育指導のレポート実施
- ・ 事件事例の資料やドラレコ、デジタコ利用した危険予測訓練とヒヤリハットの実態調査
- ・ 車両火災を想定した避難訓練のレポート実施
- ・ 車両の整備点検

## 5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



## 6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

月	事故防止等取組内容	主な教育担当	記 事
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用自動車を運転する場合の心構え</li> <li>・ 事業用自動車の構造上の特性</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症への適切な対応</li> <li>・ タイヤ交換の留意点</li> <li>・ 春の全国交通安全運動</li> </ul>	安全統括管理者（運管） 整備管理者	交通弱者の保護ほか 安全運転の基本事項 タイヤ空気圧、締め付けトルク マスク、消毒液、手袋の使用
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本事項</li> <li>・ バスジャック、テロ対処方法</li> </ul>	運行管理者、 整備管理者	急の付く動作は避ける 混雑に対する注意事項
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス向上にむけて</li> <li>・ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項</li> </ul>	運行管理者	挨拶で始まり挨拶で終わる シートベルトの着用、非常口 休憩時間の確保

7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏全国交通安全運動</li> <li>・旅客が乗降する時の安全確保について</li> <li>・主として運行路線、経路または営業区域における道路及び交通の状況</li> </ul>	運行管理者	飲酒・交通弱者・スピードダウン 過労運転防止などについて 事故資料【交通安全情報】 道路情報の事前把握
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総点検</li> <li>・危険予測及び回避並びに緊急時における対処方法</li> <li>・ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転</li> </ul>	運行管理者、 整備管理者	点検と整備 重大事故発生実務訓練 画像による検証ほか
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋の全国交通安全運動</li> <li>・運転者の運転適性に応じた運転</li> </ul>	安全統括管理者、 運行管理者	夕暮れ時等の事故防止 運転適正結果による心がけ 安全に対する考え方
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故にかかわる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法</li> </ul>	運行管理者	過労、睡眠不足及び危険運転やヒューマンエラーの防止 運行管理者一般講習【10/11】
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬の全国交通安全運動</li> <li>・健康管理の重要性</li> </ul>	安全統括管理者 運行管理者	初冬期の事故防止車両点検 健康の自己管理
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常信号用具、非常口、消火器の取扱い</li> <li>・年末年始の健康管理</li> </ul>	安全統括管理者（運管） 運行管理者、整備管理者	車両安全総点検及び非常用具 テロに対する強化事項 健康管理
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬道の安全運行について</li> <li>・異常気象時における対処方法</li> </ul>	安全統括管理者（運管）	雪によるトラブル防止対策 吹雪・吹溜まりの対応
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性の向上を図るための装置を備えた貸切バスの適切な運転方法</li> <li>・ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有</li> </ul>	安全統括管理者（運管） 整備管理者	安全走行のための車両の構造ほか ヒヤリ・ハットの体験及び画像
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春に向けた車両点検整備について</li> <li>・車載救急箱の確認</li> <li>・労働基準法及び改善基準</li> <li>・事故や災害等への遭遇を想定した訓練</li> </ul>	運行管理者 安全統括管理者（運管）	車両総点検 救急救命講習【3/18】 安全マネジメント内部監査

## 7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

運輸安全マネジメントが適切に機能しているかを検証する。社内・内部監査については自己チェックシートの活用により会社役員によって行う。

### ●社内・内部監査

深川観光バス株式会社 本社 評価員 本社取締役 野坂 泰弘 ・ 浅井 昇

① 実施日：令和5年3月20日

②監査目的：運輸安全マネジメントが適切に機能しているか等の全般的な業務検証

③対象：安全統括管理者、運行管理者、整備管理者

④監査内容：安全マネジメントの適合性及び有効性の両面から適切かつ効果的に業務が実施されているかを、実施記録とヒヤリングによって確認しました。

⑤監査結果：概ね適切に実施されていることを確認されました。

監査基準 0～5の6段階で評価

1) 安全管理の考え方と計画	5
2) コミュニケーション	4
3) 事故等情報の収集・活用	4
4) 安全管理体制における取組み	5
5) 見直しと改善	4

⑥旅客の動向：社長) 新型コロナウイルス感染症でこれまで客足が遠のいたが10月以降より夏場予定の旅行、研修会が戻り始めた。

また、旭川地区ではこの3年間で一般貸切を廃業した業者も複数あり更にインバウンドの復活で今年1月と2月の運行で道内のバスが足りていない状況が生じた。

弊社の運行については地元の学校のスキー学習を日程調整と庸車などで事態をしのいだかたちとなった。

飛沫感染防止対策はもうしばらく経過をたどらないとならないがマスク着用と手の消毒、除菌、体温測定はこれまで通り実施し、荷物の取り扱いは極力手袋を使用するなどで感染防止に努める。

⑦安全投資：評価員) バス業界がコロナで疲弊している中、バスの入替が行われたことは一定の評価ができる。

乗務員と連絡が新規導入の無線で交信エリアが携帯電話と同等にしたことで運行車両の位置や天候、道路状況を知らせることができると、デジタコ以外でも本社と連絡が取れる体制ができるのは大きい。

安全投資に会社負担が伴うが乗務員の運転技術と兼ね備え日々安全意識を高めて頂きたい。

⑧乗務員の育成：社長) 新型コロナの影響で旅客輸送、観光が激減し令和3年度に運転者の退職があったがバスの入替と同時に新規採用2名と現在教習中の運転者採用に向け動き出していることで育成にも投資をしている。  
評価員) 数年前から運転者不足が取りざたされているが初任運転者の

育成にも力を注いでいることと先々の安全投資を含め無理のない様にこれからも進めて頂きたい。

- ⑨まとめ： 評価員) あらゆる物価上昇に伴い旅客運送の利益幅が小さくなっていると思われる。燃料油脂の高騰、整備部品及び工賃、消耗品に至るまで値上がりが見込みである。日頃の車両の整備点検は言うまでもないが運転者の走行にも安全運転に一層尽力願いたい。

新型コロナ対策は健康重視と感染防止を当面の間、車内の換気を含め継続して頂きたい。

乗務員教育は月ごとに、全員を一度に召集し実施することが難しくなると思われるので計画的に実施するように願いたい。

新規に採用した運転者には昨年の富士山麓走行時のカーブでのバス事故をの事も負担にならないように配慮して頂きたい。

監査結果としては2台のバスを入替更新に伴いデジタコの導入、更に IP 通信無線がほぼ場所を選ばずに本社と交信ができる点で適切な投資とみられ安全の基本方針に邁進している様子が伺え良好と伺える。

アルコールチェックに関しては宿泊地でのデジタルタコグラフと一体型による画像と通信で記録されるため間違いがない。

但し、業務終了後は新型コロナウイルス感染症対策で車内清掃、アルコール消毒、除菌前にアルコールチェックを済ませないと誤作動が生じる。また、翌日の運行開始前の点呼でも車内に若干のアルコール消毒液が残っていると誤作動が生じやすいので注意が必要と思われる。

体温計においても誤作動が無いか定期的に調べる必要があるのを忘れないようにして頂きたい。

今後、乗務する運転者の年齢が上がることもあり血圧計の準備も必要と思われるので検討して頂き安全対策の一環を遂行させて頂きたい。

以上

# 深川観光バス株式会社 安全管理規程

## 目次

### 第一章 総則

### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制

### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この規定（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二第二項及び国土交通省令第七十一号の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

##### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客運送事業並びに一般乗用旅客運送事業、両旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

#### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

##### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

##### (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施すること。

2 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するよう

な行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する目標)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統括を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合は重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、法第二十二条の二第二項第四号に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。



- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を確実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規制（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、

安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会義の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は書面して保存・閲覧出来る様にする。

(その他)

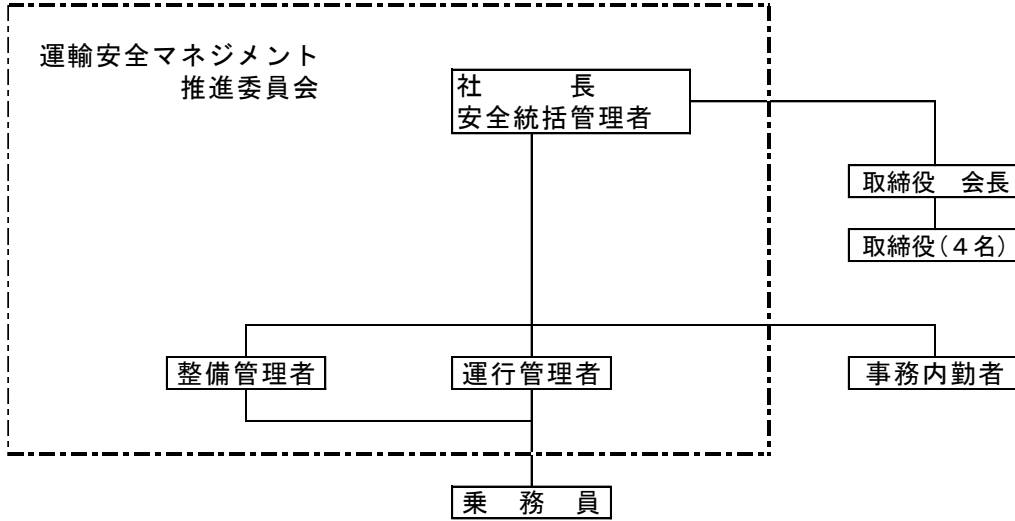
第十九条 本規程は平成25年12月25日に制定し、平成25年12月27日より適用させる。

付則 本規程は平成27年4月13日より適用させる。

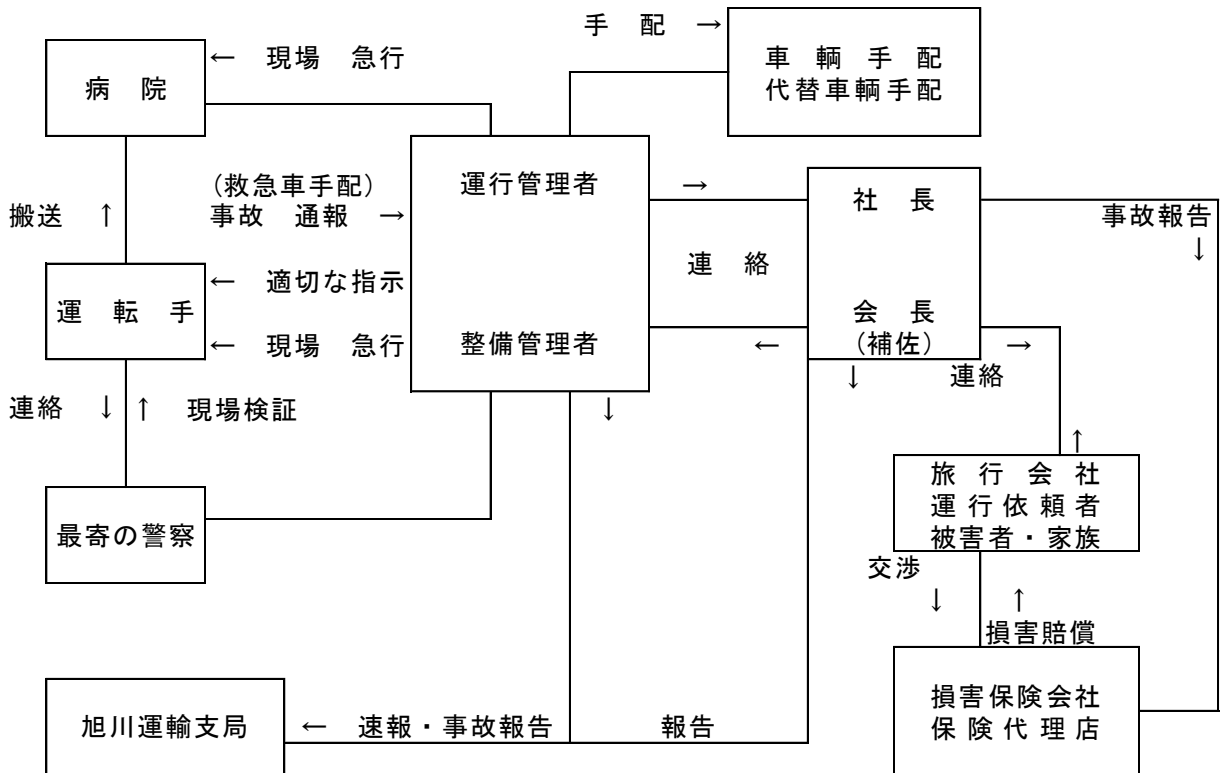


# 輸送の安全に関する指揮命令系統図

深川観光バス株式会社  
平成27年4月7日より



## 事故処理連絡体制



# 運 行 管 理 規 程

平成 6 年 5 月 1 日 制 定

平成 2 3 年 4 月 1 日 改 正

平成 2 3 年 1 2 月 1 日 改 正

平成 2 8 年 1 2 月 1 日 改 正

平成 3 0 年 6 月 1 日 改 正

令和 3 年 9 月 9 日 改 正

住 所 北海道深川市納内町字納内 5 8 0 5 番地

会 社 名 深川観光バス株式会社

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2（運行管理規程）に定めるところにより、事業用自動車の運行の安全確保及び車両の適正な運用に関する業務基準を定め、事故防止の徹底を図り、公共的事業の使命を期するため本規程を定める。

(名称)

第2条 この規程を深川観光バス株式会社運行管理規程という。

(義務)

第3条 運行管理者は、就業規則等諸規程によるほか、本規程により各々職場秩序を守るとともに業務上の職責完遂に努め、事故防止の徹底を期して公共的事業の使命達成に努めなければならない。

(運行管理者及び補助者の選任)

第4条 道路運送法第23条（運行管理者）及び運輸規則第47条の9（運行管理者等の選任）の規定に基づき運行管理者等を次の基準により選任する。

- (1) 運行管理者の選任に当たっては、社長が任命するものとする。解任の場合もまた同様とする。
- (2) 同一営業所において複数の運行管理者を選任する場合は、それらの業務を統括する統括運行管理者を社長が任命するものとする。
- (3) 運行管理者は、運輸規則第47条の9（運行管理者等の選任）第1項第2号第3欄に定められた運行管理者資格者証を有する者のうちから選任する。
- (4) 補助者の選任は、運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣の認定する基礎講習を修了した者のうちから選任するものとする。
- (5) 運行管理者は、営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から別表1に示す管理者数以上、補助者は若干名選任する。

(運行管理者及び補助者の選任届出)

第5条 本規程第4条の基準に基づき運行管理者及び補助者を選任したときは、運輸規則第68条（届出）に基づき15日以内に当該営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出るものとする。これを変更・解任したときも同様とする。

(運行管理の組織)

第6条 運行管理業務の職制は、運行管理の組織図（別表2）を作成し、次のとおりとする。

- (1) 運行管理者は、統括運行管理者を補佐し運行管理業務を処理することとし、複数の運行

管理者が選任されている営業所にあつては、職務分担を明確にしておくものとする。ただし、重要な事項については統括運行管理者の指示をもって処理するものとする。

- (2) 補助者は、別に定めるほか運行管理者の指示により運行管理者の行う業務の補助を行うものとする。
- (3) 運転者及び車掌（以下「乗務員」という。）は、安全及び服務のための規律（以下「服務規律」という。）に定められた規律のほか運行管理者の指示に従い輸送の安全確保に努めなければならない。

（運行管理者及び補助者の勤務時間）

第7条 運行管理者及び補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。但し、事業用自動車の運行中は、少なくとも1人の運行管理者は、運転業務に従事せず、乗務員に対し必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならない。

（運行管理者と補助者の勤務の関係）

第8条 運行管理者は、職場を離れる場合又は補助者に補助させる場合には、補助者に業務の引継ぎを行うとともに、補助者に対し補助させる職務の範囲とその執行方法を明確に指示し、かつ、常に所在を明らかにしておかなければならない。

- 2 運行管理者は、補助者の行った運行管理業務についてもその責任をもたなければならない。
- 3 運行管理者は、補助者に対して指導及び監督を行わなければならない。
- 4 補助者は、運行管理者を補佐し、補助して行った業務について運行管理者に報告するとともに裁決を得なければならない。

ただし、次に該当する恐れがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告し、運行の可否の決定等について指示を受け、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

- (1) 運転者が酒気を帯びている
- (2) 疾病、疲労、睡眠不足、その他の理由により安全な運転をすることができない
- (3) 無免許運転
- (4) 最高速度違反行為

（一般準則）

第9条 運行管理者は、法令の規定、就業規則並びに本規程に基づき何よりも優先して運行の安全確保に努めるとともに乗務員に対し、接客態度の向上、労働モラルの高揚、運行の効率化について十分な指導監督を行い、良質な輸送力の供給維持と事業の健全な発展に寄与するよう努めなければならない。

（関連規程との関係）

第10条 本規程のうち、他の社内規定と関連のある事項の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 第14条（運転者の選任） 運転者を選任するにあたっての採用基準及び採用手続は、

就業規則に定めるところにより採用し、本規定の基準により選任する。

- (2) 第18条（乗務員の服務規律） 乗務員の服務規律については、本規程に定めるほか運輸規則第41条（安全及び服務のための規律）に基づき別に定める乗務員服務規律による。

## 第2章 職務権限

（統括運行管理者）

第11条 統括運行管理者は、本規定に定める運行管理を統括するものとする。

（運行管理者）

第11条の2 運行管理者には、本規程に定める職務を遂行するために必要な、次の職務権限を与える。運行管理者は、運行の安全の確保に関する必要な事項を上司に助言することができるものとする。上司は、運行管理者から助言があったときは、これを尊重するものとする。

- (1) 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令、並びに運輸規則第36条の規定に基づく適格者以外の選任禁止に関する事項
- (2) 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を備えない者及び選任運転者以外の者の乗務禁止に関する事項
- (3) 疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯び、麻薬等その他の理由により安全運転のできないおそれのある運転者及び車掌の乗務禁止に関する事項
- (4) 運転者の過労防止、健康管理、労務管理に関する事項
- (5) 交替運転者の配置に関する事項
- (6) 乗務員のための休憩、睡眠又は仮眠に必要な施設を適切に管理すること
- (7) 運転者の教育指導、監督及び特別な指導及び適性診断に関する事項
- (8) 補助者に対する指導及び監督
- (9) 車両の担当割当及び乗務割当表の作成に関する事項
- (10) 乗務前・乗務途中・乗務後の点呼の実施並びにアルコール検知器の有効な保持に関する事項
- (11) 乗務記録に関する事項
- (12) 運行の主な経路の調査に関する事項
- (13) 運行指示書の作成及び運転者に対する指示に関する事項
- (14) 運行記録計に関する事項
  - ① 運行記録計による記録の出来ない車両、その他整備不良車の運行禁止に関する事項
  - ② 運行記録計の管理及びその記録の保存に関する事項
- (15) 車内の掲示（当該事業者の氏名又は名称、運転者名、車掌名、自動車登録番号）の取扱いに関する事項



- (16) 車両の非常口、車両の清潔保持に関する事項
- (17) 応急用具、故障時の停止表示板及び非常信号用具並びに消火器の取扱い及び備付けに関する事項
- (18) 苦情処理簿及び遺失物台帳に関する事項
- (19) 乗務員台帳の整備保管に関する事項
- (20) 運行を中断したときの措置決定に関する事項
- (21) 交通事故が発生した場合の措置並びに死傷者の応急措置の決定及び事故処理に関する事項
- (22) 自動車事故報告規則に基づく事故報告に関する事項
- (23) 事故の記録と原因究明及び事故防止対策と事故警報に基づく対策指導並びに事故統計に関する事項
- (24) 異常気象時における応急措置の決定及びこれに伴う運行指令に関する事項
- (25) その他、下記運行管理関係帳票類の記載と整理に関する事項  
乗務員台帳、出勤簿、点呼記録簿、運行指示書、事故報告書、事故記録簿、事故統計、業務日誌、乗務記録、運行記録計による記録紙、苦情処理簿、遺失物台帳等
- (26) 車掌の乗務に関する事項

(運行管理者及び補助者の業務)

第12条 運行管理者及び補助者は、第11条の2の職務権限に基づき第3章業務の処理基準に規定する業務を行う。

(運行管理者及び補助者の講習等)

第13条 運行管理者は、運輸規則第48条の4（運行管理者の講習）の規定により国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を必ず受講しなければならない。

また、運行管理者及び補助者は、その他の運行管理者研修に積極的に参加するとともに日常の職務に必要な次の知識技能の修得に努めなければならない。

- (1) 道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則、同報告規則、道路運送車両法、自動車事故報告規則、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法、自動車損害賠償保障法、及び自動車損害賠償責任保険、その他業務の遂行に必要な基本的法令に関する知識
- (2) 労働協約、労働契約、就業規則、その他社内規定に関する知識
- (3) 乗務員の適性診断結果に基づく運転者への助言指導に関する知識
- (4) 乗務員の健康管理に関する知識
- (5) 人の扱い方、教え方等人事管理、労務管理に関する知識
- (6) 運行計画作成の知識及び技能
- (7) 自動車の操縦、運転の技能、知識
- (8) 自動車の主要諸元、その他車両の取扱いに関する知識
- (9) 交通規制、その他行政通達に関する知識
- (10) 事故の場合の応急救助、危険防止措置に関する知識

- (11) 道路構造及び営業区域内外の地理に関する知識
- (12) 応急用具、非常信号用具、非常口、消火器及び故障時の停止表示器材の取扱いに関する知識
- (13) 気象情報に関する知識
- (14) 一般社会常識に関する知識

### 第3章 業務の処理基準

(運転者の選任及び乗務)

第14条 運行管理者は、運転者の選任に関しては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を満たした者であること。
- (2) 運輸規則第36条に定められた次の禁止事項に抵触しない者であること。
  - ① 日日雇い入れられる者
  - ② 2月以内の期間を定めて使用される者
  - ③ 試みの使用期間中の者（14日を超えて引続き使用されるに至った者を除く。）
  - ④ 14日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者
  - ⑤ 新たに雇い入れた者については、国土交通大臣が告示で定めた「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年12月3日付国土交通省告示第1676号。以下「指導監督指針」という。）により、所定の教育を修了した者でなければ乗務員に選任してはならない。

2 運転者の選任に当たっては、特に交通事故、交通違反、営業違反については前歴を調査し、選任時の所定の教育を行ったうえ第1項の基準により選任し乗務させること。

なお、運転者を新たに雇い入れた場合には、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当し、事故惹起運転者の特別な指導及び適性診断を受けていない場合には、事故惹起運転者の特別な指導を行い適性診断を受けさせること。

(運転者の確保)

第15条 所要運転者については、公休、有給休暇、病欠、欠勤、その他過労防止等を考慮し原則として常時、事業計画の遂行に必要な運転者を第14条に基づき確保する。

(車掌の乗務)

第16条 事業用自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）を運行するにあたり、次の場合には車掌を乗務させなければならない。

- (1) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第50条（旅客自動車運

- 送事業用自動車)及び細目告示第233条(旅客自動車運送事業用自動車)により定められた基準に適合していない事業用自動車で旅客を運送するとき
- (2) 車掌を乗務させなければ[「道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるとき」の判断基準](平成14年1月30日付国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」)に適合していないとき
- (3) 旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるとき

(乗務員の過労防止)

第17条 運行管理者は、常に乗務員の健康状態、勤務状態を把握し、過労等を十分考慮して勤務時間及び乗務時間の範囲内において予め一定時間の勤務割を作成し関係者に周知するほか、運輸規則第21条(過労防止等)に定める諸事項について適切な措置を常時講じて乗務させなければならない。

- (1) 運行の安全の確保、交通事故防止の見地から乗務員の健康状態の把握に努め、就業中の飲酒等は絶対に行わないよう指導するとともに、運行中に疾病、疲労及び睡眠不足等により安全な運行を継続できないおそれのある場合には直ちに運行を中止する等の輸送の安全のための措置をとること。
- (2) 運転者が、疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するため、必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。
- (3) 公休割当に対しては、止むを得ない事由のある場合のほか変更させてはならない。
- (4) 運行管理者は、運転者の運行中における労働時間及び休憩時間に関して不足するものについては適切に指導教育し、所定労働時間の遵守と安全の確保を期さなければならない。
- (5) 乗務員の休憩、仮眠、睡眠に必要な施設を整備するとともに衛生環境に留意して清潔保持に努めなければならない。

(乗務員の服務規律)

第18条 運行管理者は、乗務員の服務について就業規則によるほか、別に定める乗務員の服務規律に基づき指導監督する。

(乗務員の教育指導)

第19条 運行管理者は、乗務員に対し運輸規則第38条(従業員に対する指導監督)に基づく指導監督を行わなければならない。

なお、同条第1項及び第2項に基づき、運転者に対し適切な指導を、指導監督指針に従い毎年計画的に実施し、次の事項を記録し営業所において3年間保存しなければならない。

- (1) 日時、場所及び指導内容
- (2) 指導監督を行った者及び受けた者

**2 事故惹起運転者、初任運転者、準初任運転者、高齢運転者(65歳以上の者)について**

ては、指導監督指針に基づき、特別な指導及び適性診断の受診を実施しなければならない。

なお、準初任運転者については、直近1年間に当該一般貸切旅客自動車運送事業者において運転経験（実技指導を受けた経験を含む。）のある貸切バスより、大型の車種区分の貸切バスに乗務する前に特別な指導を実施しなければならない。

- 3 運行管理者は、乗務員に対し、応急用具、非常信号用具及び非常口又は消火器の取扱いについて適切な指導をしなければならない。

（運転者の教育指導内容）

第19条の2 運行管理者は、指導監督指針に基づき、すべての運転者に対し次の事項を指導しなければならない。

- (1) 事業用自動車を運転する場合の心構え
  - (2) 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
  - (3) 事業用自動車の構造上の特性
  - (4) 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
  - (5) 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
  - (6) 主として運行する経路又は営業区域における道路及び交通の状況
  - (7) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
  - (8) 運転者の運転適性に応じた安全運転
  - (9) 交通事故に係る運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
  - (10) 健康管理の重要性
  - (11) 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
  - (12) ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転
  - (13) ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有
- 2 運行管理者は、指導監督指針に基づき、次に掲げる特定の運転者に対し特別な指導を実施しなければならない。

なお、①～⑥については10時間以上、⑦については20時間以上実施しなければならない。

- (1) 事故惹起運転者
  - ① 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全の確保に関する法令等
  - ② 交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策
  - ③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
  - ④ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
  - ⑤ 危険の予測及び回避
  - ⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
  - ⑦ 安全運転の実技
- (2) 初任運転者及び準初任運転者

- ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
- ⑦ 安全運転の実技

なお、準初任運転者については、上記①～⑦のうち、少なくとも④（制動装置の急な操作に関する内容に限る。）、⑥及び⑦について実施する。

(3) 高齢運転者（65歳以上）

適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

（車両配置、乗務割等）

第20条 運行管理者は、次の基準により常に乗務員の担当車両及び車両の運行状況を掌握していなければならない。

- (1) 車両の配置を決める。
- (2) 乗務員の配属及び担当車両を定める。
- (3) 長距離運転又は夜間の運転において安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者を配置する。
- (4) 乗務割当表を作成し明示する。
- (5) 非乗務者のその理由を明確にする。
- (6) 整備管理者と連携をとり車両の整備状況を掌握する。

（点呼の実施）

第21条 運行管理者又は補助者は、厳正な点呼を行うものとする。

- 2 補助者に点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。

（乗務前点呼及び日常点検結果の確認）

第22条 運行管理者又は補助者は、乗務前点呼を行い運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。乗務前点呼は、対面により個人点呼を原則とし、次の要領により実施する。

- (1) 乗務員の出勤を確認すること。
- (2) 自動車点検基準及び日常点検実施要領に基づく日常点検に関し、整備管理者と連携して、その確実な履行を監督し、異常の有無等について点検結果を確認すること。
- (3) 酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認すること。
- (4) 乗務員にその日の心身状況、健康状態を申告させ、疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯

び、麻薬等その他の理由により安全運転のできないおそれがあるものは乗務させないこと。

- (5) 運転免許証の所持並びに有効期限切れの有無確認、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、定期点検記録簿、非常信号用具、消火器、応急用具、故障時の停止表示器、スペアタイヤ等につき運転者に有無を報告させること。
- (6) 運行指示書を渡し、安全運行に必要な指示注意を与えること。また、必要に応じ当日の運行経路の主要な行事、催物及び特殊又は臨時的な交通規制等について指示するほか前日の終業報告事項、行政通達事項、事故、違反事項等につき具体的な実例をあげて注意すること。
- (7) 服装の点検及びサンダル履きのないように確認すること。
- (8) 乗務記録を渡し又運行記録計の記録紙装着を確認すること。
- (9) 点呼終了の都度、必要な事項について点呼記録簿に記録すること。

#### (乗務後点呼)

第23条 運行管理者又は補助者は、乗務後点呼を行い、その日の運行状況について確認しなければならない。乗務後点呼は、対面により個人別に乗務をした乗務員について次の要領により実施し、乗務員から報告を受けなければならない。

- (1) 車両の異音、異臭、異熱、制動装置及び操縦装置、灯火類等について報告させ、整備を要する箇所のある車両については、次の仕業までに整備管理者に通報して確実に整備すること。
- (2) 乗務員の健康状態に関し、身体の異常の有無について申告させること。
- (3) 交通事情、道路状況、踏切の状態、交通規制等運行上の支障となる事項、その他参考となる事項についての報告を受けること。
- (4) 苦情、遺失物、その他運転中の出来事についての報告を受けること。
- (5) 乗務記録の記載内容について確認を行い、不備な点は訂正させること。
- (6) 運行指示書の記載内容と運行状況について報告を受けること。
- (7) 他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った運輸規則第50条第1項第8号の規定による通告について報告を求めること。
- (8) 運行記録計の記録紙により運転時間、瞬間速度、休憩時間等の過不足のあるものについては、当該運転者にその記録を確認させ運行上又は運転上必要な注意を与え、安全運転を確保するよう具体的な指導を適切に行うこと。
- (9) 運行指示書、乗務記録、車両の鍵、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書等を返納させること。
- (10) 酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認すること。
- (11) 点呼終了の都度、必要な事項について点呼記録簿に記録すること。

#### (乗務途中点呼)

第24条 運行管理者又は補助者は、貸切バスの運行が運行指示書上、実車運行する区間の距離が100km以上の夜間運行であり、実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了

する時刻が午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行に該当する場合、運行途中に電話その他の方法により点呼を行わなければならない。点呼は次の要領で実施する。

- (1) 疲労、疾病、睡眠不足等の状況を確認すること。
- (2) 点呼終了の都度、必要な事項について点呼記録簿に記録すること。

(行先地点呼)

第25条 運行管理者は、乗務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、乗務前又は乗務後の点呼、報告及び指示を営業所で行えない場合は、電話その他の方法により行い、運転者の酒気帯びの有無の確認については、営業所に備えるアルコール検知器を携行させて行うものとする。なお、その他の方法とは、携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は該当しない。

(点呼記録簿の保存)

第26条 運行管理者は、点呼の実施結果並びに次の事項等を記録し記載の日（点呼を行った日）から1年間保存しておくこと。

(1) 乗務前点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
  - ア アルコール検知器の使用の有無
  - イ 対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ⑧ 日常点検の状況
- ⑨ 指示事項
- ⑩ その他必要な事項

(2) 乗務後点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
  - ア アルコール検知器の使用の有無
  - イ 対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 自動車、道路及び運行の状況

- ⑦ 酒気帯びの有無
  - ⑧ 交替運転者に対する通告
  - ⑨ その他必要な事項
- (3) 乗務途中点呼
- ① 点呼執行者名
  - ② 運転者名
  - ③ 乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
  - ④ 点呼日時
  - ⑤ 点呼の具体的方法
  - ⑥ 自動車、道路及び運行の状況
  - ⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
  - ⑧ 指示事項
  - ⑨ その他必要な事項

(アルコール検知器の常時有効保持)

第26条の2 運行管理者は、営業所に備えるアルコール検知器を、常時有効に保持（正常に作動し、故障がない状態）するため、取扱説明書に基づき適切に使用、保守、管理するとともに、次の要領により定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

- (1) 毎日確認すべき事項
  - ① 電源が確実に入ること
  - ② 損傷がないこと
- (2) 定期的（毎日又は1週間に1回以上）に確認すべき事項
  - ① 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
  - ② 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

(選任運転者以外の運転禁止)

第27条 運行管理者は、道路運送法第25条（運転者の制限）に基づく旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を備えていない者及び運輸規則第35条（運転者の選任）並びに第36条の規定に基づき選任した運転者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。

(乗務記録)

第28条 運行管理者は、次の事項に基づいて乗務記録の処理を行わなければならない。

乗務前点呼の際、乗務記録用紙を交付し、次に掲げる事項について旅客が乗車した区間を運転者毎に記録させ乗務後点呼の際、これを提出させなければならない。



- (1) 乗務員の氏名
  - (2) 自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
  - (3) 乗務の開始及び終了の地点、日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
  - (4) 運転者及び車掌が交替した場合及び休憩、仮眠をした場合は、それぞれにその地点及び日時
  - (5) 運輸規則第21条第3項の睡眠に必要な施設で睡眠した場合は、当該施設の名称及び位置
  - (6) 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故（人の死傷又は物の損壊）、若しくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他異常状態が発生した場合は、その概要及び原因
  - (7) 旅客の乗車した区間
  - (8) その他必要と認める事項
- 2 運行管理者は、前項の記録の内容を検討し、運転者に対し安全運行及び効率的な運行等について必要な指導を行うこと。
- 3 乗務記録は運転者ごとに整理し、1年間保存しなければならない。

（運行記録計）

第29条 運行管理者は、次の基準により運行記録計及び記録紙を管理し、記録に基づいて運転者ごとに安全運転、過労防止及び効率的運行を指導すること。

- (1) 運行管理者は、正確な記録が確実に得られるよう整備管理者との連携により運行記録計を保守点検すると共に、運行記録計の時計の調整及び記録紙の脱着についてその確実な実施を図ること。
- (2) 運行管理者は、運行記録計の記録により瞬間速度のほか、平均走行速度にも留意し、勤務時間、運転時間、休憩時間、仮眠時間等を出来るだけ正確に把握するよう努めること。
- (3) 運行管理者は、記録に基づいて運転方法の適否、又は運転技術の良否を判定し、運行上又は運転上に関し、過労防止及び安全管理並びに所定時間内の効率的運行等の面から注意を要するものについては、当該運転者に対して自らその記録を確認させ、適正な勤務を確保するよう具体的な指導に努めること。
- (4) 運行管理者は、次の事項を運転者に記録させなければならない。
  - ① 運行年月日
  - ② 自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
  - ③ 運転者名
- (5) 運行管理者は、法令により記録することを義務づけられている車両であつて故障等により運行記録計による記録の出来ない車両を運行させてはならない。
- (6) 乗務後の記録紙は車両ごとに整理し、1年間保存しなければならない。

（経路の調査）

第30条 運行管理者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、

当該経路の状態に適すると認められる事業用自動車を使用すること。

(運行指示書)

第31条 運行管理者は、次の事項に基づいて運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、事業用自動車の運転者に対して適切な指示を行うとともに、当該運転者に携行させること。

- (1) 運行の開始及び終了の地点並びに日時
  - (2) 乗務員の氏名
  - (3) 運行の経路及び主な経由地における発車並びに到着の日時
  - (4) 旅客が乗車する区間
  - (5) 運行に際して、注意を要する箇所の位置
  - (6) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩時間がある場合に限る。）
  - (7) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
  - (8) 運輸規則第21条第3項の睡眠に必要な施設の名称及び位置
  - (9) 運送契約の相手方の氏名又は名称
  - (10) その他運行の安全を確保するために必要な事項
- 2 運行管理者は、運行途中において変更の指示をした場合には、運転者に対し電話等により適切な指示を行い、その内容、理由及び指示をした運行管理者の氏名を、運転者が携行する運行指示書に記載させなければならない。
- 3 運行指示書は、運行の終了の日から1年間保存しなければならない。

(車内の掲示)

第32条 運行管理者は、車内の表示等について運転者に対し表示義務の指導を行うとともに、次の事項を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

- (1) 会社名
- (2) 乗務員の氏名
- (3) 自動車登録番号
- (4) 消毒実施済の表示

(車両の清潔保持)

第33条 運行管理者は、車両の消毒及び清掃を次の要領で実施しなければならない。

車両は、常に清潔を保持するよう指導監督に努め、毎月定期的に車両の清掃状況について検分を行わなければならない。

(応急用具、故障時の停止表示器材及び非常信号用具)

第34条 運行管理者は、各車両に次の用具を備え付け、その使用取扱方法について乗務員に熟知させるよう指導監督するとともに性能に有効期限の表示のあるものについては期限切れに留意し、常に完全な機能あるものを常備するよう努めなければならない。

- (1) スペアタイヤ、工具、ジャッキ、その他応急用具
- (2) 赤色旗及び赤色灯、発煙信号炎管等非常信号用具、消火器

### (3) 高速道路における故障時の停止表示器材

#### (苦情処理簿)

第35条 苦情の処理に当たっては、利用者の立場に立って親切丁寧に応待し、事実関係を調査して、当方に非のある場合は誠意をもって相手方の納得を得るよう処理しなければならない。

2 運行管理者は、乗客からの苦情の申出があった時は、次の事項を記載し、営業所ごとに1年間保存しなければならない。

- (1) 申出者の住所・氏名、年齢、性別
- (2) 発生年月日、発生場所又は区間、運転者の氏名
- (3) 苦情内容
- (4) 原因究明の結果
- (5) 苦情に対する弁明の内容
- (6) 改善措置
- (7) 苦情処理を担当した者

#### (遺失物台帳)

第36条 乗務員から車内遺失物拾得の届出のあった場合には、遺失物の品名、形状、数量、その他の特徴、発見し又は拾得した日時、場所及び前後の状況を当該乗務員より聴取記録し、現金、貴金属、その他貴重品の場合には速やかに所轄警察署に通報して落とし主又は所有者に物件が返還されるよう努めなければならない。遺失物の拾得届出及びその後の措置等については、遺失物台帳に記録し、1年間保存しなければならない。

#### (乗務員台帳)

第37条 運行管理者は、次の事項を記載した乗務員台帳を作成し、(2)の基準に従って処理しなければならない。

- (1) 項目
  - ① 作成番号及び作成年月日
  - ② 事業者の氏名又は名称
  - ③ 運転者の氏名、生年月日及び住所
  - ④ 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
  - ⑤ 運転免許証に関する事項
    - ア 運転免許証の番号及び有効期限
    - イ 運転免許の取得年月日及び種類
    - ウ 運転免許に条件がある場合は、当該条件
  - ⑥ 運転者の運転の経歴
    - ア 事業者の氏名又は名称
    - イ 運転者として選任されている期間（具体的日付を明確に記載）
    - ウ 主に乗務した貸切バスの車種区分

エ 運転者選任後、主に乗務する貸切バスの車種区分

- ⑦ 事故（道路交通法第72条第1項及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故）を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34（使用者に対する通知）の規定による通知を受けた場合は、その概要
- ⑧ 運転者の健康状態
- ⑨ 特別な指導の実施及び適性診断の受診の状況
- ⑩ 乗務員台帳の作成前6ヵ月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真

(2) 基準

- ① 乗務員台帳は、営業所の乗務員ごとに作成する。
- ② 運転者ごとの作成番号及び台帳の編集の順序は選任の順に一連番号を付すものとする。なお、転任、退職等により運転者でなくなった者に付した作成番号は、永久に欠番とし、これを再使用してはならない。
- ③ 乗務員台帳は、その乗務員が所属する営業所に備え置くものとする。
- ④ 乗務員が転任、退職したときは、乗務員台帳の備考欄にその理由と年月日を赤字で記載し、3年間保存すること。
- ⑤ 運転者の健康診断結果に所見があった場合は、その内容を具体的に記載し、点呼時に活用できるようにすること。
- ⑥ 特別な指導の実施は、実施年月日及び事故惹起運転者、初任運転者、準初任運転者、高齢運転者の区分ごとに記載すること。
- ⑦ 適性診断の受診は、実施年月日及び各適性診断の種類等を記載すること。

(運行中断時の措置)

第38条 運行管理者は、車両故障、事故又は乗務員の急病、その他止むを得ない事由により、車両の運行を中断したときは、当該車両に乗車している旅客のために次の事項に関して適切な処置を講じなければならない。

- (1) 旅客の運送を継続すること。
- (2) 旅客を保護すること。
- (3) 旅客を出発地又は目的地まで送り届けること。

(事故発生時の措置)

第39条 運行管理者は、事故発生の場合、原則として次の基準により処置しなければならない。

- (1) 人身事故が発生した場合は、乗務員に次の事項について適切な措置をとらせること。
  - ① 死傷者のある場合は速やかに応急手当、その他必要な処置を講ずること。
  - ② 損害拡大防止の処置をとること。
  - ③ 所轄警察署に届出連絡すること。
  - ④ 事故の発生に関し、会社に電話連絡して運行管理者の指示に従うこと。
  - ⑤ 遺留品を保管すること。
- (2) 高速道路上の事故は、道路管理者に通報するとともに、その指示に従い上記に準じて

処理を行うこと。

- (3) 運行管理者は、事故発生の場合、現地の状況を速やかに掌握して必要と認める場合は現地に急行し、警察官、事故の相手方、目撃者の意見等を聴取する他、事故状況の記録並びに現場の写真を撮影するなどして原因究明及び事故解決の資料とすること。
- (4) 運行管理者は、事故により死傷者又は物件の損害等が生じた場合には、事業の公共性に鑑み、積極的にその解決に努めなければならない。

#### (事故の報告)

第41条 運行管理者は、次に掲げる事故（自動車事故報告規則第2条に基づく事故）が発生した場合、自動車事故報告書を3通作成し、事故発生日から30日以内に当該営業所の所在地を管轄する運輸支局長を経由して国土交通大臣へ3通提出する。

- (1) 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突し、若しくは接触したもの
- (2) 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- (3) 死者又は重傷者を生じたもの
- (4) 10人以上の負傷者を生じたもの
- (5) 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の操作不適切により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
- (6) 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴うもの
- (7) 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- (8) 救護義務違反があったもの
- (9) 自動車の装置の故障により自動車が運行できなくなったもの
- (10) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるもの）
- (11) 橋脚、架線その他鉄道施設を損傷し、3時間以上鉄道車両の運転を休止させたもの
- (12) 高速自動車国道又は自動車専用道路を3時間以上通行止めにさせたもの
- (13) 国土交通大臣が特に必要と認めたもの

2 運行管理者は、次に掲げる事故（自動車事故報告規則第4条に基づく事故）が発生した場合、24時間以内においてできる限り速やかに、当該営業所の所在地を管轄する運輸支局長に対し電話、FAX等により事故速報を行うこと。

- (1) 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じたもの
- (2) 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じたもの
- (3) 乗客に1名以上の重傷者を生じたもの
- (4) 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じたもの
- (5) 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したもの
- (6) 酒気帯び運転（道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為をいう。）
- (7) 自然災害に起因する可能性のある事故

- (8) その他社会的影響が大きいと認められるもの（報道機関による報道又は取材を受けたとき）

（事故の記録）

第42条 運行管理者は、当該営業所に属する車両について事故（道路交通法第72条第1項及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故）が発生した場合には、次の事項を記録し、その記録を当該営業所において3年間保存すること。

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- (6) 事故の概要（損害の程度を含む。）
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止策

（異常気象時の措置）

第43条 運行管理者は、天災その他の理由により輸送の安全確保に支障を生じ又は生ずるおそれのあるときは、次の基準により乗務員に対し必要な指示を適確迅速に行わなければならない。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ、その他の方法により降雨、降雪、強風、結氷等の異常気象、地震、火災等の災害あるいは鉄道事故、道路事故、暴動による交通不能等の場合は、早期に状況を把握し、必要な対策指示を行うこと。
- (2) 積雪及び路面結氷等で運行に危険を伴う場合は、運行中止を行うこと。
- (3) その他気象上、安全運行に支障があると認められる場合は、運行管理者の責任において情勢把握を行って運行の中止又は制限等を行い安全確保に万全を期すこと。
- (4) 運行中の車両と緊急連絡のできる体制を整備すること。

（事故再発防止の措置）

第44条 運行管理者は、自動車事故報告規則第5条（事故警報）の事故警報に基づく対策指示を行うと共に、発生事故について天候、事故の種類、原因、年令、運転経験、運転者別、時刻、地点、車両、道路状況、心身状態、走行状態等の要素別に傾向の把握、内容の検討、原因の究明を行い事故記録書及び事故統計資料等を作成して再発防止のための対策を講じなければならない。

（シートベルト）

第45条 運行管理者は、乗務員に対し道路交通法第71条の3（普通自動車等の運転者の遵守事項）の規定に基づきシートベルトの着用を義務づけ、装着を確認のうえ乗務させるこ

と。

- 2 運行管理者は、乗務員に対し乗客等を乗車させる時はシートベルトを確実に装着させて運転するよう指導すること。
- 3 シートベルトは常に着用しやすい状態に保つよう点呼、点検時に指導監督すること。

#### 附 則

(実施年月日)

本規程は、平成6年5月1日から実施する。

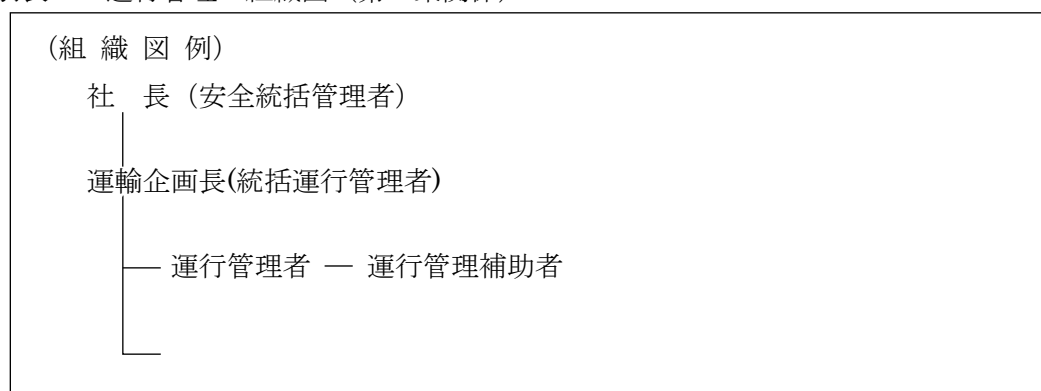
本規程の一部を改正し、令和3年9月9日から実施する。(規定改正時に記載)

別表1 運行管理者の選任者数（第4条関係）

一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所

事業用自動車の車両数	運行管理者数
39両まで	2人
40両～59両	3人
60両～79両	4人
80両～99両	5人
100両～129両	6人
130両～159両	7人
160両～189両	8人
190両～219両	9人

別表2 運行管理の組織図（第6条関係）



運行管理規定の処理基準



1. 運行管理規程第1条関係

(目的)

運行管理規程は自動車の運行上の安全を確保するために定められたもので、この処理基準は具体的に運行管理の日常業務処理要領を示したものであるから、これにより、厳正、かつ、確実に実施しなければならない。

2. 運行管理規程第4条関係

(管理者、補助者の選任)

- イ. 運輸規則第47条の9により自動車配置営業所には、管理者及び補助者を置かなければならない。
- ロ. 管理者は資格者証保有者とし、補助者を定める場合においても特に次の点を十分考慮し選任すること。
  - a. 社内地位～従業員に対する指導監督のできる知識能力のある者
  - b. 人格～社内において信望の厚い者
- ハ. 管理者の社内身分  
原則として役付者とする。
- ニ. 管理者の選任及び解任は社長が辞令を用いて行う。
- ホ. 補助者の選任及び解任は社長が任命するものとする。

3. 運行管理規程第6条関係

(運行管理の組織)

- イ. 統括管理者は、運行管理業務について適正な指示を与え、その遂行状態を確認する。
- ロ. 管理者は重要事項（重大交通事故を含む）及びその他特異な事例が発生した場合には、上司に報告し、全乗務員に周知させ指導しなければならない。
- ハ. 管理者は、運行管理規程またはこの処理基準に従って適切な運行管理業務を遵守し安全運航に徹する義務を有する。

4. 運行管理規程第7条関係

(勤務)

- イ. 管理者または補助者は所属している車両の運行時間内は、必ず営業所内で管理に当たる。
- ロ. 勤務の具体的時間帯は営業所で基準を作成する。

運行管理者・補助者勤務割	
勤務時間帯及び時間	勤務時間帯及び時間
管理者（常勤役員） 随時	補助者 8時～17時30分

尚、早朝及び深夜に出庫又は帰庫の場合車輛運行の実態に基づき管理者が早出残業してこれに当たる。

## 5. 運行管理規程第11条関係

(権限と責務)

管理者は運輸規則第48条に定められた事項及び、当社運行管理規程に定められた職務を遂行するため次の権限責務を有する。

### イ. 管理者に附与すべき権限

- (1) 乗務員の健康状況による運行可否決定
- (2) 乗務員に対し点呼を行い、運行の安全確保に必要な事項の指示又は報告を求める
- (3) 異常気象、遅延、事故及び輸送状況等の変化に対する応急的運行措置決定及びこれに伴う乗務員への運行指令
- (4) 運行計画樹立決定
- (5) 乗務員の配置（交替運転者の配置を含む）の決定
- (6) 車両の配置
- (7) 事故死傷者の救助の応急処置決定
- (8) 乗務員の監督及び服務状況確認
- (9) 運行の拒絶、危険物等輸送制限の具体的要領の決定
- (10) 補助者に対する指導及び監督
- (11) 非常信号用具の種類及び取扱要領の決定
- (12) 乗務基準及び乗務記録簿策定
- (13) 乗務員教育計画樹立
- (14) 勤務割作成
- (15) 運行記録計の管理に関すること
- (16) 道路（路線）状況調査の権限
- (17) その他道路運送法及び同運輸規則に基づく関係

### ロ. 職務分担

管理者は、運行管理全般に関する業務を行わなければならない。

## 6. 運行管理規程第12条関係

(補助者の職務等)

補助者の職務代行の執行方法については、基本的処理は管理者と変わらないが、当日特別の注意その他指示事項は管理者が文章で具体的に実行させる。

### 2. (職務分担)

補助者は、管理者の指示により運行管理業務を補佐する。

ただし、管理者が運行管理業務で不在の時はその業務を代行する。

7. 運行管理規程第17条関係

(過労の防止)

- イ. 乗務員に健康診断を受診させ（一般年1回、夜間・隔日勤務者は年2回）乗務員の健康状態の把握に努めるとともに、健康診断書（写）を乗務員台帳に綴ること。
- ロ. 乗務員の勤務割当は一週間前に定め、乗務員割を作成し交番表等で周知する。又乗務員割に変更のあった場合は速やかに本人に通知すること。
- ハ. 公休、休日、有給休暇等を適切に指示し附与すると共に、過労防止に努める。
- ニ. 乗務員に十分休養の措置を講ずる。
- ホ. 休憩施設は清潔整頓を常に心がけ、また保守管理に充分努める。
- ヘ. 交替要員は次に定める基準により配置する。交替の場所または時間については乗務基準によることとし、その外は管理者の具体的指示による。
  - a. 連続運転4時間以上になるとき。
  - b. 二日平均の運転時間が9時間を超えるとき。
  - c. 1日の拘束時間が16時間を超えるとき。
  - d. 昼間の一運行（実車距離）が490キロを超えるとき。
  - e. 夜間（実車が午前2時から午前4時までの間に限る）の一運行390キロを超えるとき。

8. 運行管理規程第19条の2

(特別な運転者に対する特別指導)

- イ. 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者。（事故惹起運転者等）
  - a. 実施時期 当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に実施する。
  - b. 方法 (1)単独教育（時間は10時間以上とする。）  
(2)ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正。
  - c. 科目 旅客自動車の運行の安全確保に関する法令等、交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策、交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法、交通事故を防止するために留意すべき事項、危険の予測及び回避、安全運転の実施。
- ロ. 運転者として新たに雇い入れた者  
(過去に3年間に貸切バスの運転者として選任されたことがない者に限る。)
  - a. 実施期間 貸切バスの運転者として選任する前に実施する。
  - b. 方法 単独教育（座学は10時間以上）実技は20時間以上。
  - c. 科目 ①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項。  
②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法。  
③運行の安全及び旅客の安全を確保するための留意すべき事項。  
④危険予測及び回避。  
⑤安全性の向上を図るための措置を備える貸切バスの適切な運転方法。  
⑥ドライブレコーダーにおける指導。  
⑦ 安全運転の実技。（20時間以上）
- ハ. 当該一般貸切旅客自動車運送事業者において乗務しようとする貸切バスと同一又はそれより

大型の車種区分の貸切バスについて、直近1年以上離れていた運転者に対して実技20時間以上の再教育を実施しなければならない。

ニ. 高齢者（65歳以上のもの）

- a. 実施期間 適性診断の結果が判明した後、1ヶ月以内に行う。
- b. 方法 単独教育
- c. 科目 適性診断の結果から、旅客自動車の安全な運転方法等について指導する。

9. 運行管理規程第21条関係

(点呼等)

点呼の執行要領は次の通りとし、管理者又は補助者が厳正に執行する。

イ. 乗務前点呼（運行管理規程第22条関係）

- a. 酒気を帯びた状態にある乗務員を乗務させてはならない。なお、酒気帯びの有無は、目視等で確認するほか営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。
- b. 乗務員の服装、心身の健康状態及び睡眠不足等、麻薬、覚せい剤乱用等の有無を確認し、安全運転が出来ないと認められる者は乗務させない。
- c. 日常点検結果に基づき整備管理者が運行の可否決定を行った事を確認する。
- d. 職務上に関する各種の一般事項を伝達し周知させる。
- e. 車両の装備又は携行用品その他必要事項について確認又は伝達し、万全を期する。
- f. 道路状況と沿線における行事等運行上特に注意を要する事項を伝達し、万全を期する。
- g. 天気予報又は現状に対応する諸注意等有効な処置方法を指示し万全を期させる。
- h. その他乗務員の乗務状況から運行上必要な注意指導を行う。

ロ. 乗務後点呼（運行管理規程第23条関係）

- a. 酒気帯びの有無は、目視等で確認するほか営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行う。
- b. 運行中の状況の説明を求め確認する。
- c. 道路の日常有無、措置等について報告を求め確認する。
- d. 乗務日報及び運行記録計の内容を確認し、重要事項については具体的に報告を求め確認する。
- e. 乗務割に基づく翌日の勤務指示を行うと共に公休その他を確認する。
- f. その他必要事項の指示伝達を行い確認する。
- g. 乗務後報告内容のうち車輛、運行等に関して他の運行中及び運行前乗務員にも周知させる必要のある場合は対策を通達、措置をとり、翌乗務前点呼時において全員に周知させるよう徹底する。
- h. 以上のあったときは、直ちに上司へ報告し確実に措置する。

ハ. 中間点呼（運行管理規程第24条）

- a. 運行中の状況の説明を求め確認する。
- b. 道路及び運行の状況並びに疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない有無についての報告を求め、及び確認を行い、運行の安全を確保するために必要な

指示を与えなければならない。

## 二. 点呼実施方法の特例（泊り点呼）（運行管理規程第25条関係）

遠隔地に宿泊を要する場合等営業所で行えない場合の点呼は次により執行する。

- a. 管理者は、乗務員に到着地で終業及び、始業の際には電話等（携帯電話、業務無線など直接会話出来るもの）をもって主要事項を報告させ、それぞれに基づく指示を行い、その内容を点呼簿に記録する。なお、酒気帯びの有無は、乗務員の応答の声の調子等を確認の上、乗務員に携行させたアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を用いて行わなければならない。
  - b. 酒気帯びの有無は、a. によるほか、当社の他の営業所（以下「他の営業所」という。）に備えつけられたアルコール検知器（常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動で日に記録できる機能を有するものに限る。）により行わせることができる。
  - c. b. により行う場合には、他の営業所の管理者等の立ち合いの下で検査を実施することとする。また、a. により行う場合にあっても、できるだけ他の営業所の管理者等の立ち合いの下で検査を実施するように努めること。
  - d. b. による方法の場合には、乗務員の所属する営業所の管理者は、(1ヶ月)毎に乗務員がアルコール検知器を使用した他の営業所から測定結果の記録又はその写しの送付を受け、内容の確認を行うものとする。この場合の送付方法は、電子データ、FAX、紙媒体の郵送、または、紙媒体の測定結果を乗務員に手渡すことにより行う。
  - e. b. の要件を満たすアルコール検知器を備え付けて点呼を実施している営業所にあつては、当社の他の営業所の乗務員に当該検知器を使用させることができる。この場合は、当該検知器を使用させる営業所の管理者等が立ち会うものとし、その測定結果の記録又はその写しを乗務員所属の営業所の管理者等にd. による方法で送付すること。
- へ. 点呼簿の保存（運行管理規程第26条関係）
- a. 各執行者は、日々の最終点呼が終了した場合は必要事項の記載及び内容を確認し捺印して上司に回付する。
  - b. 上司の処理を終了した点呼簿は日付順に偏綴し、管理者の責任において一年間保存する。

## 10. 運行管理規程第28条関係

（乗務記録）

- イ. 乗務記録（運転日報）の記録は、運輸規則第25条に示された事項を漏れなく記録させる。
- ロ. 乗務記録の活用
  - a. 勤務と照合して実績を確認する。
  - b. 運行記録計の記録と共に運転技術指導の参考とする。
  - c. 道路の障害箇所その他路面の良否等今後の運行上に参考となる事項を記録し、市道上の資料とする。
  - d. 道路交通法第72条第1項に規定する、交通事故若しくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因を記録させ指導上の資料とする。

## 10. 運行管理規程第29条関係

(運行記録計の管理、記録保存)

### イ. 記録の目的

自動車の運行速度、距離及び時間等の状態を正確に記録し、これに基づいて自動車の安全運転並びに適正な運行管理を図り事故の防止を期する。

### ロ. 記録の義務

運輸規則第26条による。

### ハ. 効果的な運用

- a. 事故の原因となるような走行の有無及び状態の判定
- b. 運行計画の適否及び運転指導等の可否

### ニ. 運行記録計及びチャート紙の管理

- a. 管理は管理者が行う。
- b. 乗務開始前に乗務員は管理者からチャート紙又は記録媒体を受領し運行記録計に取り付ける。(チャート紙に車号、氏名、月日を記載させること。)
- c. 乗務を終了した時は、チャート紙及び記録媒体を取り外し乗務記録(運転日報)に添付し管理者に提出する。

### ホ. 運行記録計取扱要領

- ① 運行途中において乗務員が交替した時はチャート紙の余白に交替場所、交替者名を追記する。
- ② チャート紙及び記録媒体の整理保管は次による。
  - a. 整理保管責任者は管理者とする。
  - b. 保管は日付順及乗務員別に整理・偏綴し一年間保存する。
- ③ 要注意チャート紙取扱
  - a. 速度オーバー、波状運行等正常運行しない乗務員に対しては、実態を報告させ対策処置を講ずる。
  - b. 再三無謀と思われる運転をする乗務員に対しては、当該チャート紙を証拠として乗務停止命令し、特に悪質なものは処分を上司に申し出る。

## 11. 運行管理規程第31条関係

(運行指示書による指示等)

イ. 運行指示書は、運輸規則第28条の2に示された事項を漏れなく記載し管理者が作成する。

ロ. 運行前に運転者に作成した運行指示書により、運行するよう適切な指示等を行い携行させると共に、その写しを運行終了まで管理者が管理する。

ハ. 運行指示書と異なる運行を余儀なくされた場合、管理者の指示により変更する。

この場合、運転者に指示した内容、理由、指示した管理者氏名を運行指示書に記録させる。

ニ. 運行終了後、運転者に携行させた運行指示書及びその写しを日付順に偏綴し、管理者の責任において一年間保存する。

## 1 2. 運行管理規程第 3 4 条関係

(非常信号用具等の備付けの確認)

- イ. 信号用具及び応急修理用具は全車両に取付ける。
- ロ. 定期的に確認し、機能不全なものは直ちに修理又は交換する。

## 1 3. 運行管理規程第 3 7 条関係

(乗務員台帳)

### イ. 記載事項

- ① 作成番号及び作成年月日
- ② 事業者の氏名又は名称
- ③ 運転者の氏名、生年月日及び住所
- ④ 雇入の年月日及び運転者に選任された年月日
- ⑤ 運転免許証の番号及び有効期間、運転免許年月日及び種類、条件が付されている場合は当該条件
- ⑥ 事故を引き起こした場合又は道路交通法第 1 0 8 条の 3 4 の規定による通知を受けた場合はその概要
- ⑦ 運転者の健康状態
- ⑧ 旅客自動車運送事業運輸規則第 3 8 条第 2 項に基づく指導の実施及び適性診断の受診状況
- ⑨ 運転者台帳の作成前 6 ヶ月以内に撮影した写真
- ⑩ 運転者の運転の経歴 (旅客自動車の運転者としての経歴)
  - ア. 事業者の氏名又は名称
  - イ. 運転者として選任されている期間
  - ウ. 車両の種別 (大・中・小型)
- ⑪ その他必要な事項

## 1 4. 運行管理規程第 3 9 条関係

(事故発生時の処置)

### イ. 事故発生時の処置

- a. 直ちに関連事故の防止、負傷者の救護等必要な処置を講じるように指示する。
- b. 軽微な事故を除き、現場に急行するなどして発生状況及び原因等を調査し、必要により写真を撮影或いは現場見取り図等を作成し保存する。
- c. 出来る限り目撃者、相手方の意見を聴取する。
- d. 重大な事故のときは、上司に直ちに報告し、その措置について指示を受ける。
- e. 第一当事者として事故が発生した場合は、事故後 3 0 日以内に当該事故の記録簿を作成し、次に掲げる事項を記載し、乗務員の指導等に活用するとともに 3 年間保存する。
  - ① 乗務員の氏名
  - ② 自動車登録番号又は識別記号
  - ③ 発生日時
  - ④ 発生場所

- ⑤ 事故当事者（相手）の氏名
  - ⑥ 事故の概要
  - ⑦ 事故の原因
  - ⑧ 再発防止対策
- f. 自動車事故報告規則に該当する事故が発生した場合には、定められた様式に基づき30日以内に営業所が管轄する運輸支局長に報告する。
- 又、同規則に定められた速報に該当する場合は、事故発生から24時間以内に営業所が管轄する運輸支局長に速報を行う。

15. 運行管理規程第43条関係  
(異常気象時における措置)

イ. 指示又は処置

- a. 乗務員に対する指示は、乗務前点呼の際に指示を行い、特に悪天候の場合にあつては営業所にその状況を掲示する。
- b. 運行車両の緊急連絡体制及び气象台、警察署、消防署等関係機関との連絡体制を確立しておく。
- c. 旅客の安全に万全を期す。

ロ. 一般的注意事項

- a. 風速20mに達した時は注意運転とし、20mを超えるおそれのあるときは運行を中止する。
- b. 雨、霧、吹雪等の為、視界が50m以下のときは、運転速度を20km/h以下とし、霧灯を必ず点灯する。又視界10m以下の時は安全な場所に待機し、一時運行を中止するか最徐行とする。
- c. 路面冠水位、路肩の状態、道路の長さ等の程度によって運行の可否について指示する。
  - ① 水深30cm程度で延長50mまでの時は、一旦下車して現場の道路、路肩の異常を確認し以上のない場所に限り徐行運転する。
  - ② 水深30cm以下でも相当流量があり、その延長が長大にわたる場合は運行を中止する。
- d. 地盤軟弱、道路崩壊のおそれのあるときは運行を中止して道路状況により判断し、その結果安全運航可能と判断した場合にあつても乗客を下車させ最徐行して通過する。